



おokayama 子育て応援宣言企業 募集



「おokayama子育て応援宣言企業」は、従業員の子育てや地域における子育てを応援するための具体的な取組を企業・事業所等に宣言していただき、県が登録する制度です。令和元年度から、新たなステップとして、従業員の仕事と家庭の両立支援に、特に積極的な企業等を「アドバンス企業」として認定する制度を開始しました。



表彰

他の模範となる優れた取組を行った企業等に対し、県知事賞が贈呈されます。

登録

認定

「おokayama子育て応援宣言企業」 登録制度



おokayama
子育て応援宣言企業

従業員の子育てや、地域における子育てを応援するための具体的な取組を企業・事業所に宣言していただき、県が登録する制度です。

令和元年度からスタート! 「アドバンス企業」認定制度



おokayama
子育て応援宣言企業
アドバンス 2000年度

次世代育成対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、時間外労働の上限規制等の遵守や、子育てを応援するための取組を進めている企業等を、県が認定する制度です。

おokayama子育て応援宣言 [検索](#)

各種制度・認定に関する問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県子ども・福祉部子ども未来課少子化対策班
電話:086-226-7347 FAX:086-226-7902
メール:kosodate@pref.okayama.lg.jp

「アドバンス企業」申請提出に関する問い合わせ先

〒700-0817 岡山市北区弓之町4-19-202
岡山県中小企業団体中央会
電話:086-224-2245 FAX:086-232-4145
メール:teichaku@okachu.or.jp

「おかやま子育て応援宣言企業」 登録制度



登録の対象

県内に本社または事業所があり、事業活動を行う法人、個人、又は団体の組織

「おかやま子育て応援宣言企業」になるには

- 従業員の子育てや地域における子育てを応援するための具体的な取組を宣言し、県へ応募してください。
宣言内容は1つでも構いません。貴社の実情に応じた取組を宣言してください。

- ★取組例
- ①育児休業を取得しやすい社内環境を整えるため、社内研修を行います。
 - ②フレックスタイムを導入し、働き方の選択肢を増やします。
 - ③地域の青少年健全育成活動(スポーツ少年団指導)を積極的に支援します。
 - ④再就職を希望する女性を対象に、職場体験講習を行います。
 - ⑤従業員の仕事と家庭の両立を支援する「イクボス」になることを宣言します。

登録のメリット

- ・「おかやま子育て応援宣言企業」ロゴマークを使用していただけます！
(名刺、ホームページ、求人広告等)
- ・登録証を交付し、県ホームページで企業名及び取組内容を紹介します。
- ・中国銀行では、宣言企業を対象とした優遇金利融資を提供しています。
- ・岡山県信用保証協会では、信用保証料の割引を行っています。

応募方法

- ・裏表紙の応募用紙にご記入のうえ、岡山県子ども未来課までご提出ください(FAX、Eメール等)。
- ・県のホームページから電子申請も可能です。

登録までの流れ

応募用紙提出



企業を訪問し、
宣言内容をヒアリング



登録証の交付

※登録証の交付には、ヒアリングに要する日程調整にもよりますが、1ヶ月程度かかります。

「アドバンス企業」 認定制度

募集の対象

「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所
(応援宣言との並行申請も可能です!)

※支社や事業所単位で申請を行われる際は、「一般事業主行動計画」を策定し、届け出ている(又は届け出ることが可能)など、人事・労務管理を独自に実施できる一定の裁量権があることが、要件となります。



おかやま
子育て応援宣言企業
アドバンス・2000年度



おかやま
子育て応援宣言企業
アドバンス 2000年度

令和6年4月からロゴマークが新しくなりました。

「アドバンス企業」認定の要件

- 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届け出ていること。
- 労働基準法に定める時間外労働の上限規制等を遵守していること。
- 下記①～④の基準のうち、2つ以上を満たしていること。
 - ①男性の育児休業等の状況
過去3年間に、対象となる男性労働者の育児休業等取得率が30%以上 等
 - ②女性の育児休業等の状況
過去3年間に、対象となる女性労働者の育児休業等取得率が95%以上
 - ③年次有給休暇の取得状況
前年の正社員の年次有給休暇付与日数に対する取得率が平均65%以上又は年間取得日数が平均11日以上
 - ④子育て中の労働者の両立支援制度や多様な働き方の実現に向けた措置の状況
(※)がついているものについては、3歳から小学校就学前までの子を育てる労働者が対象となるものに限る。
所定外労働の制限に関する制度(※)や、フレックスタイム制度(※)、年次有給休暇の取得促進のための措置、勤務間インターバル制度等について、3つ以上実施している。
- 関係法令に違反する重大な事実がないこと。

認定のメリット

- ・「アドバンス企業」専用ロゴマークを使用していただけます!(名刺、ホームページ、求人広告等)
- ・認定証を交付し、県ホームページで企業名を紹介します。
 - ※他の模範となる優れた取組を行った企業等に、県知事賞を贈呈します。
 - ※日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」では、「アドバンス企業」及び県知事賞受賞企業に特別貸付を行っています。

応募方法

- ・県のホームページから申請書様式をダウンロードし、必要事項を入力・押印のうえ、添付書類と共に岡山県中小企業団体中央会までご提出ください。

(提出先) 〒700-0817 岡山市北区弓之町4-19-202 岡山県中小企業団体中央会

認定までの流れ

※認定証の交付には、審査の状況にもよりますが、1～2ヶ月程度かかります。

申請書提出

審査(場合により確認に
伺うことがあります)

認定証の交付

▼申請書様式は、下記からダウンロード!

<http://www.pref.okayama.jp/page/619885.html>

子育て応援宣言 アドバンス

検索

子育て応援宣言



©岡山県「ももっち」「うらっち」

わが社では、仕事と子育ての両立を応援するため、次の取組を行うことを宣言します。（「宣言していただく取組の例」を参考に、貴社の実情に応じた取組を宣言してください。1つでも大歓迎!）

○取組1

○取組2

○取組3

（取組が4つ以上ある場合は、応募用紙をコピーしてお使いください。）

岡山県知事 様

（ふりがな）

企業・事業所等名称

代表者 職・氏名

所在地	〒		
担当者所属		氏名	
ホームページアドレス		電話	
Eメールアドレス		FAX	
業種 いずれかに ○印を付けて ください。	1 医療・福祉業 2 サービス業 3 製造業 4 運輸・通信業 5 卸・小売業	6 建設業 7 金融・保険業 8 飲食店・宿泊業 9 その他 ()	従業員数 男性 人 女性 人 計 人
企業・事業所等の紹介 (80字程度)			

※ホームページへの写真掲載を希望される場合は、写真データを提供してください。
 ※県のホームページから、応援宣言(写真データ含む)の電子申請が可能です。ご活用ください。